

国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(略)</p> <p>(旅行命令等) 第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による<u>旅行者</u>の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、<u>旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)</u>に当該旅行に関する事項の記載をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、精算払いによる旅行で口頭により承認している場合には、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、<u>食卓料</u>、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(旅行命令等) 第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による<u>旅行者(役職員以外の者(学生を除く。))</u>にあつては申請者。次条において同じ。)の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、<u>旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)</u>に当該旅行に関する事項の記載をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、精算払いによる旅行で口頭により承認している場合には、この限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>2～7 (略)</p>	

<p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。</p> <p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p> <p>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</p> <p>12 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p>13 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</p> <p>14 内国旅行のうち細則で別に定める近郊地域への旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(略)</p> <p>(食卓料)</p> <p>第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p> <p>(略)</p>	<p>(削る)</p> <p>8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p> <p>10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</p> <p>11 旅行雑費は、出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p>12 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</p> <p>13 内国旅行のうち細則で別に定める近郊地域への旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 内国旅行の旅費</p> <p>(略)</p> <p>第21条 削除</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p>	
---	--	--

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
- イ 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
- ロ (略)
- ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) (略)
- (3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

(遺族の旅費)

第30条 (略)

2～3 (略)

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
- イ 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額
- ロ (略)
- ハ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。
- (2) (略)
- (3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

(遺族の旅費)

第30条 (略)

2～3 (略)

<p>4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃、<u>車賃及び食卓料</u>とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 外国旅行の旅費 (本邦通貨の場合の旅費)</p> <p>第31条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当 <u>及び食卓料</u> 又は本邦に到着した日までの日当 <u>及び食卓料</u> については、本章に規定するところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(日当、<u>宿泊料及び食卓料</u>)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>食卓料の額は、別表第2の定額による。</u></p> <p>4 第20条第2項 <u>及び第21条第2項</u>の規定は、外国旅行の場合の<u>宿泊料 及び食卓料</u>について準用する。</p> <p>(略)</p>	<p>4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第24条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)までの鉄道賃、船賃 <u>及び車賃</u>とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「役職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 外国旅行の旅費 (本邦通貨の場合の旅費)</p> <p>第31条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当については、本章に規定するところによる。</p> <p>(略)</p> <p>(日当 <u>及び宿泊料</u>)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の<u>宿泊料</u>について準用する。</p> <p>(略)</p>	
--	--	--

<p>(扶養親族移転料) 第 38 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。</p> <p>(1) 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、<u>宿泊料</u>、<u>食卓料</u>及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額</p> <p>(2) 12 歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、<u>宿泊料</u>、<u>食卓料</u>及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(旅行雑費) 第 39 条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに旅客取扱施設使用料及び旅客保安サービス料(同様の使用料を含む。)の実費額による。</p> <p>(略)</p> <p>別表第 1 内国旅行の旅費 1 日当、<u>宿泊料</u>及び<u>食卓料</u></p>	<p>(扶養親族移転料) 第 38 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。</p> <p>(1) 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、<u>宿泊料</u>及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額</p> <p>(2) 12 歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、<u>宿泊料</u>及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(旅行雑費) 第 39 条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、<u>海外旅行保険料</u>、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに旅客取扱施設使用料及び旅客保安サービス料(同様の使用料を含む。)の実費額による。</p> <p>(略)</p> <p>別表第 1 内国旅行の旅費 1 日当 <u>及び</u><u>宿泊料</u></p>	
---	---	--

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
役員及び研究院長	(略)	(略)	3,000円
職員(研究院長を除く。)	(略)	(略)	2,400円
大学院生及び学部生	(略)	(略)	1,700円

備考 この表に定めのない者(以下この備考において「学外者」という。)の日当、宿泊料及び食卓料の額は、細則に定める学外者の相当する職等の区分による額とする。

別表第2 外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
役員及び研究院長	(略)	(略)	7,700円
職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者	(略)	(略)	6,700円
職員のうち上欄又は下欄の職位以外の者	(略)	(略)	5,800円
職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生	(略)	(略)	4,800円

備考 1～2 (略)

3 この表に定めのない者(以下この備考において「学外者」とい

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	(削る)
役員及び研究院長	(略)	(略)	(削る)
職員(研究院長を除く。)	(略)	(略)	(削る)
大学院生及び学部生	(略)	(略)	(削る)

備考 この表に定めのない者(以下この備考において「学外者」という。)の日当及び宿泊料の額は、細則に定める学外者の相当する職等の区分による額とする。ただし、フィールドミュージアムに係る宿泊料は、別に定める。

別表第2 外国旅行の旅費

1 日当及び宿泊料

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	(削る)
役員及び研究院長	(略)	(略)	(削る)
職員のうち教授、准教授、事務局長、部長及びこれらに相当する職位にある者	(略)	(略)	(削る)
職員のうち上欄又は下欄の職位以外の者	(略)	(略)	(削る)
職員のうち主任、係員、技術員及びこれらに相当する職位にある者並びに大学院生及び学部生	(略)	(略)	(削る)

備考 1～2 (略)

3 この表に定めのない者(以下この備考において「学外者」とい

う。)の日当、 <u>宿泊料及び食卓料</u> の額は、細則に定める学外者の相当する職等の区分による額とする。	う。)の日当 <u>及び宿泊料</u> の額は、細則に定める学外者の相当する職等の区分による額とする。	
---	---	--

附 則(平成30年4月1日規程第14号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。